

参議院情報監視審査会の活動経過

— 平成29年年次報告書の概要 —

情報監視審査会事務局

1. はじめに
2. 調査の概要
3. 調査における主な質疑内容
 - (1) 政府の年次報告
 - (2) 管理監報告
 - (3) 過去の審査会の年次報告書における指摘事項等
4. 主要改善・指摘事項
5. その他

1. はじめに

平成30年12月6日、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項の規定に基づき、平成29年年次報告書（以下「本報告書」という。）を参議院議長に提出した¹。審査会は、特定秘密²

¹ 審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと定められている。また、年次報告書のほか、必要があると認めるときは報告書を提出することができる（審査会規程第22条第2項）。本報告書は、参議院ウェブサイトに掲載。〈<http://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/pdf/jyouhoukanshi201812h.pdf>〉（平31.1.22最終アクセス）

² 行政機関の長は、（1）行政機関の所掌事務に係る特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（以下「特定秘密保護法」という。）別表に掲げる事項に関する情報（防衛、外交、特定有害活動（スパイ行為等）の防止、テロリズムの防止のいずれかの事項に該当する情報）であって（別表該当性）、（2）公になっていないもののうち（非公知性）、（3）その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なもの（特段の秘匿の必要性）という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている（特定秘密保護法第3条第1項）。

を取り扱う保護措置³の一環として、原則、非公開とされ、会議録も公表されていない⁴。一方で、一定の制約はあるものの、審査会の活動を明らかにすることも国会の一組織として求められており、本報告書は、これらの両者のバランスを考慮して作成されるものである。

本報告書は、平成29年5月1日から平成30年11月30日までの期間（以下「対象期間」という。）の審査会の活動を取りまとめたものであり、「1 報告書の趣旨及び対象期間」、「2 審査会の任務・権限等」、「3 審査会の活動経過等」及び「資料」から構成されている。本稿では、その概要を紹介することとしたい。

2. 調査の概要

審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、議院及び委員会等からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査することとされている（国会法（昭和22年4月30日法律第79号）第102条の13）。対象期間中、審査会を9回開会し、うち8回において「行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する調査」を行った。なお、議院及び委員会等からの審査の要請等はなかった。

審査会では、政府から、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」⁵（以下「運用基準」という。）V5（3）イに基づき「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」⁶（以下「政府の年次報告」という。）及び特定秘密指定管理簿⁷を取りまとめたもの（以下「指定管理簿」という。）の提出を受けたほか、これらに加え各行政機関の長が特定秘密について、指定を行った際に作成される文書である特定秘密指定書（以下「指定書」という。）等の提出を受けた⁸。

³ 特定秘密の知得者の制限など、特定秘密の漏えいを防ぐための人的・物的な措置をいう。

⁴ 審査会は、議員その他の者の傍聴を許すものとする決議を行った場合を除き、非公開で行われる（審査会規程第26条第1項及び第2項）。また、議員その他の者の傍聴を許すもの（＝公開）とされた審査会の会議録については、印刷して各議員に配付することになっており（審査会規程第29条第5項）、会長の互選や年次報告書の決定等の審査会は公開し、会議録を公表している。

⁵ 平成26年10月14日に閣議決定された特定秘密保護法第18条第1項に定める特定秘密の指定等の運用基準である。本運用基準は、特定秘密保護法を統一的に運用するための基準を定め、特定秘密の漏えいの防止を図るとともに、その運用の適正を確保するために定められたものである。

⁶ 特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、同法第18条第3項に規定する意見を付して、報告するものである。今般の調査においては、平成28年1月1日から12月31日までの期間におけるものを対象とした。内容については、内閣官房ウェブサイト参照。〈https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/pdf/h29_0519_houkoku.pdf〉（平31.1.22最終アクセス）

⁷ 特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録したものである（特定秘密保護法施行令第4条）。

⁸ 指定書は、対象情報、指定の整理番号、特定秘密保護法別表の事項の細目（以下「事項の細目」という。）のいずれに関するものであるかの別、指定の理由、当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲、指定の有効期間等が記載されている。

今般の調査については、まず、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する上川国務大臣から、政府の年次報告について概要説明を聴取した。その後、公開の審査会を2回開会し、サードパーティールール⁹の適用がある特定秘密の国会への提供に関する政府の対応について質疑を行った。

次に、内閣官房（内閣情報調査室）（以下「内閣情報調査室」という。）から、政府の年次報告についての補足説明及び平成28年末時点で適性評価のみを実施した12の行政機関¹⁰における適性評価の実施の状況の説明を聴取し、質疑を行った。

あわせて、内閣情報調査室から、本審査会の平成27年年次報告書及び平成28年年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行った。

また、内閣府独立公文書管理監¹¹（以下「管理監」という。）から、平成29年5月19日に管理監が公表した「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」¹²（以下「管理監報告」という。）の概要説明を聴取し、質疑を行った。

その後、平成28年末時点で特定秘密を指定している11の行政機関¹³から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明の聴取を行った後、審査会が抽出した計64件の特定秘密の概要及び指定の理由等について、関係行政機関から、更に説明を聴取し、質疑を行った。

3. 調査における主な質疑内容

審査会を対象期間中、政府の年次報告、管理監報告、過去の審査会の年次報告書における指摘事項等について調査を行った。

以下、これらの調査のうち、後掲の主な要改善・指摘事項につながることとなった質疑を中心に触れることとする。

⁹ 提供された情報を情報提供元の承諾なくして別の第三者に提供してはならないという、主に情報機関の間に存在する実務上生まれた慣習である（第196回国会参議院情報監視審査会会議録第1号1頁（平30.2.20））。

¹⁰ 特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員等について、各行政機関において、その漏えいのおそれの有無に関する評価（適性評価）を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている（同法第11条及び第12条）。この適性評価のみを行ったのが、内閣法制局、内閣府、宮内庁、金融庁、公安審査委員会、財務省、文部科学省、厚生労働省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁及び原子力規制委員会の12行政機関である。

¹¹ 内閣府独立公文書管理監は、特定秘密保護法附則第9条の規定に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、その設置等の検討が進められた結果、同法の施行日（平26.12.10）に設置された。

¹² 運用基準V5（1）オにおいて、管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。）は、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年1回、内閣総理大臣に報告することとされている。内閣府ウェブサイト参照。〈<https://www8.cao.go.jp/kenshoukansatsu/houkoku/20170519/houkoku.pdf>〉（平31.1.22最終アクセス）

¹³ 国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省及び防衛装備庁。

(1) 政府の年次報告

政府の年次報告については、平成29年11月28日、上川国務大臣から概要説明を聴取した。その後、平成30年4月11日、同報告についての補足説明を内閣情報調査室から聴取し、質疑を行い、4月27日には、上川国務大臣に対し質疑を行った。

これらの審査会においては、特定秘密の指定権限を有する行政機関の見直しに当たり指定権限の必要性を判断するための情報を政府が収集する必要性、特定秘密の指定も特定秘密文書の保有もなく適性評価を実施している行政機関があることに関する政府の認識等について質疑を行った。

さらに、審査会が抽出した計64件の特定秘密の概要及び指定の理由等について、6月8日及び15日の2回にわたって、これらの指定等を行った9の行政機関から説明を聴取し、質疑を行った¹⁴。

このうち、内閣官房（内閣衛星情報センター）及び警察庁の画像情報等に関する特定秘密の指定書の指定理由及び事項の細目¹⁵について、委員から、当該情報を取得した内閣官房（内閣衛星情報センター）と同情報の提供先である警察庁で、それぞれの記載に相違が見られるとの問題認識が示された。

また、外務省の外国政府等から提供された情報に関する特定秘密の指定書中の「特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」の記載内容について、委員から、取扱者の範囲を限定する特定秘密保護法の趣旨や取扱者の所掌の実態を踏まえて決定する必要性についての認識が示された。

さらに、内閣情報調査室の外国政府等から提供された情報に関する特定秘密の指定書中の対象情報にある「編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く」との記載に関して、委員から、情報が特定秘密でなくなる編集又は加工の程度の基準を明確に説明する必要性等について意見があった。また、同室の外国政府等と行う情報協力業務の計画及び方法に関する情報の中で入手期間が異なる以外に対象情報が同じである複数の特定秘密について、当該指定書の事項の細目の記載の整合性を図る必要があるなどの認識が示された。

加えて、防衛省の内外の諸情勢に関する見積りについての特定秘密の指定管理簿及び指定書の記載に対し、委員から、特定秘密の概要の記載が抽象的である、対象情報に記載されている内容が余りにも漠然としているなどの意見があった。

¹⁴ 審査会が抽出した9行政機関64件の内訳は、国家安全保障会議2件、内閣官房14件、警察庁21件、総務省1件、公安調査庁11件、外務省6件、海上保安庁1件、防衛省5件、防衛施設庁3件である。詳細は、本報告書の資料5参照。

¹⁵ 特定秘密の指定の3要件（前掲注1参照）のうち、別表該当性についての判断は、運用基準に示された55の「事項の細目」に該当するかどうかにより行うこととされている。

(2) 管理監報告

管理監報告に関しては、平成30年4月11日、管理監から概要説明を聴取し、管理監が廃棄妥当と判断した¹⁶経済産業省の特定行政文書ファイル等¹⁷及び同ファイルに含まれる特定秘密文書等の提供元である内閣官房の特定行政文書ファイル等のそれぞれの保存期間、上述の廃棄妥当とした判断の妥当性、海上保安庁による特定秘密の指定の有効期間の延長に関する管理監の認識、特定秘密保護法施行時に指定された特定秘密の指定有効期間の妥当性等について質疑を行った。

なお、管理監の説明等のうち、経済産業省の廃棄対象文書及び内閣官房で保存している同内容の文書の保存期間について、委員から問題意識が示されたことから、4月27日に再度管理監から説明を聴取した。管理監からは、この件に関して、特定行政文書ファイル等の廃棄の適否についての検証・監察においては、廃棄対象ファイル等に含まれる特定秘密の提供元である内閣官房において同じ内容の文書が同ファイル等内に現に保存されていることを確認した、一方で、双方のファイル等の保存期間は比較していない旨の説明があった。

上記の説明の後、情報提供元及び提供先双方の特定行政文書ファイル等の保存期間の長短についての検証・監察の有無及び当該ファイル等の保存期間の設定についての認識、各行政機関が特定行政文書ファイル等の保存期間満了時に廃棄を決定した際に当該ファイル等が歴史公文書¹⁸等に該当しない場合には保存期間の妥当性が検証されず廃棄されることに関する管理監の認識等について質疑を行った。

¹⁶ 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（以下「公文書管理法」という。）第5条第5項において、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間満了時の措置として、歴史公文書等（後掲注18参照）にあつては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては、廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこととされている。また、同法第8条第1項において、行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、この定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないこととされている。いずれの規定も特定行政文書ファイル等（後掲注17参照）の場合にも適用される。同条第2項において、廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない旨規定されている。また、運用上、「公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順について」（平成23年4月1日内閣府大臣官房公文書管理課長決定）3（1）に基づき、特定行政文書ファイル等については、管理監による保存期間満了時の措置についての検証・監察において、廃棄と設定した措置は妥当との通知を受けた上で、保存期間満了年度別に一括して内閣総理大臣に協議することとされている。

¹⁷ 特定行政文書ファイル等とは、行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第7条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（同法第5条第5項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち特定秘密である情報を記録するものをいう（運用基準V1（3））。

¹⁸ 「行政文書の管理に関するガイドライン」（平23.4.1内閣総理大臣決定）別表第2によれば、以下のいずれかに該当する文書は歴史公文書等に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管することとされている。

- (I) 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (II) 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (III) 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (IV) 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

(3) 過去の審査会の年次報告書における指摘事項等

ア サードパーティールールの適用がある特定秘密の国会への提供に関する政府の対応

過去の調査では、サードパーティールール¹⁹の適用がある特定秘密の国会への提供に関する政府の対応について、特定秘密保護法案審査時の政府答弁と法施行後の運用等の整合が議論され、過去の審査会の報告書では関連する指摘もなされた。

この点に関して、秘密保全と個々の委員の発言権の保障に配慮した質疑の在り方を検討した上で、公開での審査会で政府の対応をただすこととされ、委員間で協議が行われてきた。その結果、中曽根会長が上川国務大臣に対し、審査会を代表して質疑を行うこととなった。

平成30年2月20日及び4月3日の2回にわたり行われた審査会における主な質疑事項及び答弁の概要は、以下のとおりである¹⁹。

- ・ サードパーティールール¹⁹の適用がある特定秘密について、国会がその提供を求めた場合、政府はどのように対応するのか。
→ (答弁：上川国務大臣) サードパーティールールが適用される特定秘密について、保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供することが適切であると考えております。
ただし、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、保護措置の講じられた国会からの求めに対応できるよう情報提供元の承諾を得て提供できるかどうかについては、求められる情報の種類や情報提供元との関係等、個別具体の状況によるものであって、どのような情報の提供を求められるか分からない現段階において予断を持ってお答えすることは困難ですが、いずれにせよ、国権の最高機関たる国会からの求めであることを踏まえて、適切に対応したいと考えます。
- ・ 特定秘密保護法案審査時の森国務大臣の答弁²⁰について、「サードパーティールール¹⁹の適用がある特定秘密のうち、国会に提供することができないものはほとんどない」、「サードパーティールール¹⁹の適用がある特定秘密も原則として国会に提供する」という趣旨ではないかとの指摘があるが、当該答弁の真意は何か。その真意と本日の上川国務大臣の答弁の趣旨に相違はあるのか。
→ (答弁：上川国務大臣) 当時の一連の答弁は、特定秘密全体について、国会に出すかどうかという観点から、保護措置の講じられた国会には特定秘密を原則出すということ、ただし、サードパーティールールはその例外であること、そして、そのサードパーティールールにより提供に限定がされる場合は特定秘密全体の中で少な

¹⁹ 質疑及び答弁の全文は、平成30年2月20日については第196回国会参議院情報監視審査会会議録第1号、4月3日については、第196回国会参議院情報監視審査会会議録第2号に掲載。

²⁰ 第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第10号17頁(平25.11.11)、第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第13号23～24頁(平25.11.14)、第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会会議録第9号11頁(平25.11.28)など。

いということという三つのことを繰り返し述べていたものであると承知していません。サードパーティールール適用のある特定秘密のうち、国会に提供することができないものはほとんどない、サードパーティールールが適用される情報も原則として国会に提供するといった趣旨の答弁はしていないと承知しています。

もっとも、これまで御説明しているように、サードパーティールール適用のある特定秘密についても、情報提供元の承諾が得られた場合には、保護措置が講じられた国会には提供し、できる限り審査会への説明を尽くしてまいり、政府内で認識を統一したところであり、したがって、先ほどの説明と法案審査時の答弁との間にはそごはないものと認識しています。

- ・ 情報提供元に承諾を求めるといふ原則について、政府内で統一された認識があれば示されたい。また、政府内でこの認識の共有を徹底するため、いかなる措置を講じているか。

→ (答弁：上川国務大臣) 政府としては、従来から、サードパーティールールが適用される特定秘密について、保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供することが適切であると考えています。

この考え方について繰り返し関係省庁間で認識の徹底を図っているところであり、今後とも、この考え方を踏まえて対応がなされるよう徹底を図っていきたくと考えております。

イ 過去の審査会の年次報告書における指摘事項等のフォローアップ

平成30年4月11日には、内閣情報調査室から、平成27年年次報告書及び平成28年年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応について説明を聴取した。(指摘事項等及び説明内容を取りまとめたものについては、図表1を参照。)

図表1 過去の審査会の年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応

平成27年年次報告書における主な指摘事項(抜粋)	政府の対応状況
<p>本審査会としては、次の点をはじめ審査会において指摘があった事項について、政府は統一的な運用を図ることが必要と考える。</p> <p>○ 指定書の「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」について、適正かつ適切な記載とするとともに、可能な限り情報を開示すること。</p> <p>○ 指定書の「指定の理由」等の特定秘密の指定そのものに関わる変更を行う場合には、審査会に速やかに通知するとともに、適切な説明を行うこと。</p> <p>○ 指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」について、それぞれが識別され、分かりやすいものとなるよう、表現の工夫を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省及び外務省が不開示情報の開示又は特定秘密指定書の記述の修正を行った*。 ・ 外務省が特定秘密指定書の記述の修正を行い、修正済みの同指定書を提出した*。 また、現在は各行政機関が特定秘密の指定の解除を行った際には、各行政機関が個別に審査会事務局に随時報告している。 ・ 防衛省が指定管理簿の指定に係る特定秘密の概要の記述の変更を行った*。

<p>また、審査会において指摘があった次の点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p> <p>○特定秘密保護法第3条第1項の「公になっていないもの」については、政府の説明について委員から疑義が呈されたことを踏まえ、この定義の更なる明確化を図り、統一的に運用すること。</p> <p>○サードパーティールールの適用によって特定秘密を不開示とする場合があることは既に国会においても明らかにされてきたが、政府の統一的な運用に委員から疑義が呈されたことを踏まえ、行政機関ごとに適用の在り方が異なることのないよう、サードパーティールールの適用基準の明確化を図り、統一的に運用すること。</p> <p>なお、審査会において議論があった次の点についても、政府は十分留意して対応することが必要と考える。</p> <p>○指定の在り方そのものについて審査会の委員が疑義を抱くことがある場合には、政府として真摯にその疑義の解明に努めること。また、審査会の合意があった場合は必要な資料を提出すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該指摘を受けて、内閣情報調査室から、「(1)公になっていないものとは不特定多数の人に知られていない状態であることをいう、(2)特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が公表されていると我が国の政府が認定する場合は、非公知性を失うものと理解している、(3)同一性を有するか否かの判断は個別具体の状況を踏まえつつ行政機関の長が行う」などの説明を行った。 当該指摘及び審査会での議論を踏まえ、公開で行われた審査会での質疑の場において、上川国務大臣からサードパーティールールの定義、過去の国会答弁、行政機関間で統一した認識等について説明を行った。 引き続き審査会の求めに応じ、真摯に説明に努めてまいりたい。
<p>平成28年年次報告書における主な指摘事項等</p>	<p>政府の対応状況</p>
<p>本審査会における議論を踏まえ、次の点について、政府は適切に対応することが必要と考える。</p> <p>○特定秘密保護法に基づく他の行政機関等への特定秘密、特にサードパーティールールの適用がある特定秘密の提供に関し、実情を把握した上で、必要に応じて提供に関する統一的な手続について検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の行政機関等への特定秘密の提供状況については、平成28年末時点、他の行政機関から提供を受けた特定秘密文書を全行政機関合計で約11万件保有し、そのうち約96%は情報収集衛星関連であった。 外国から提供のあった特定秘密については、平成28年中に政府全体で約3,400件の特定秘密文書が他の行政機関等へ提供されている。 外国の機関から提供された情報が行政機関間で共有される場合は、以下の(1)～(3)のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (1)外国の情報提供元が直接自ら複数の行政機関に提供する場合 (2)ある行政機関が外国から共有の条件が示された情報を受け取り、他の行政機関にその共有の条件に応じて共有する場合 (3)外国から情報提供を受けた行政機関が外国の情報提供元の承諾を得て他の行政機関に共有する場合 サードパーティールールの適用がある特定秘密の提供については、従来からサードパーティールールという慣習の目的にかなう形で、行政機関間において安全保障上必要な共有が図られている。改めて統一的な手続を策定しなくとも、外国から提供を受けた情報については、情報提供元の信頼関係を損なわないような形態で安全保障上必

要な情報共有が行われている。

- ・ サードパーティールールは国際的な慣習であり、我が国が単独で画一的な手続を明文化することは困難である*。

*は、当該報告書公表以前に対応したと認められるものである。

(出所) 本報告書56～60頁より作成。

本件に関する説明を聴取した後、特定秘密文書等の提供を可能とする特定秘密保護法の根拠規定²¹ごと及び行政機関ごとの内訳、特定秘密文書等を一つの行政機関から複数の行政機関に提供しそれぞれの行政機関で保有している件数、複数の行政機関で保有する同一の特定秘密文書等の重複分を除いた特定秘密文書等の件数、サードパーティールールの適用があるため他の行政機関への提供につき提供元に承諾を求めたが拒否された事例等について質疑を行った。

さらに、4月27日には、上記の質疑の各点について、内閣情報調査室から説明を聴取した後、特定秘密文書の他の行政機関等への提供件数を把握する必要性、他の行政機関が特定秘密の提供を求めたが提供されなかった場合に関する記録を確実に残す重要性等について質疑を行った。

なお、同日の審査会にて特定秘密文書の他の行政機関等への特定秘密保護法第6条から第9条に基づく提供の状況が国会報告事項として含まれていない理由について委員から問題意識が示されたことから、6月15日には、同法の関係規定²²を踏まえた当該国会報告事項の範囲の考え方について内閣情報調査室から説明を聴取した後、特定秘密文書等の他の行政機関等への提供の状況を国会報告の対象に含めないことについての政府の認識、特定秘密がある行政機関から別の行政機関に提供されている現状を国会が監視する必要性等について質疑を行った。

4. 主な要改善・指摘事項

審査会は、調査を通じて、特定秘密保護制度の運用の改善に係る様々な指摘があったことを踏まえ、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える事項として3項目、政府において適切に対応することが必要と考える事項として6項目、合わせて9項目にわたる主な要改善・指摘事項を取りまとめ、これらの指摘事項については、引き続き調査を行うこととしている。その内容は以下のとおりである。

²¹ 特定秘密保護法第6条において他の行政機関への特定秘密の提供、第7条において都道府県警察への特定秘密の提供、第8条において適合事業者への特定秘密の提供、第9条において外国の政府又は国際機関への特定秘密の提供について、それぞれ定めている。

なお、適合事業者とは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものをいう（特定秘密保護法第5条第4項）。

²² 政府が特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を毎年国会に報告するものとする旨定めている特定秘密保護法第19条については、衆議院における同法案審査時において自由民主党、日本維新の会、公明党及びみんなの党の四派共同提案による修正により追加されたものである。

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、本審査会として各指摘事項への政府の対応について今後とも引き続き調査を行うこととする。

- 1 以下の三点については、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える。
 - 他の行政機関から提供を受けた特定秘密の指定に関しては、情報提供元の行政機関における同内容の特定秘密の指定の内容との整合性について、関係行政機関間で十分な確認を行うこと。
 - 特定秘密文書の他の行政機関等への提供については、それが適正に行われているかを判断し、また、重複分を除いた特定秘密文書の実質的な件数を把握する上で重要であることから、その提供状況を的確に把握し記録するとともに、本審査会への丁寧な説明に努めること。
 - 行政機関において特定秘密を取り扱う職員を決定する際には、当該職員の業務における特定秘密を取り扱う必要性について厳格に判断し、特定秘密指定書に明確に記載することを通じて、特定秘密の取扱いが真に必要な職員により行われるよう徹底すること。
- 2 また、以下の各点については、政府において適切に対応することが必要と考える。
 - 一部の特定秘密の指定において、「編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。」旨の限定が付されている。この編集又は加工の具体的な方法については、特定秘密とそれ以外の情報の境界を明確にし、もって特定秘密の指定の適否を判断する上で重要な要素であることから、本審査会においてより明確な説明を行うよう努めること。
 - 特定秘密指定書、特定秘密指定解除書及び特定秘密指定延長書は、特定秘密保護制度の運用を監視するに当たって、本審査会の調査及び審査において基礎となるものであることから、その内容を明確かつ具体的に記載するとともに、特定秘密指定書等の記載を変更した際には、当該特定秘密指定書等を速やかに本審査会に提供し、必要に応じて報告すること。
 - 特定秘密の指定及び保有を行っていない行政機関が職員の適性評価を行う際には、適性評価が被評価者のプライバシーに及ぼす影響等に鑑み、その職員が特定秘密を取り扱う必要性を十分に検討した上で、真に必要な場合のみに適性評価を行うよう徹底すること。
 - 毎年度作成し、又は継続的に収集する情報等期間を区切って指定する特定秘密など、実質的に情報の対象期間のみが異なる複数の特定秘密の間で特定秘密指定書等の記載をそろえること。
 - サードパーティールールが適用される特定秘密について、政府は、「保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供する」旨答弁しているところ、

関係行政機関がこの考え方に基づいて適切に取り組むよう引き続き努めること。また、情報提供元に照会ができない場合又は情報提供元の承諾が得られなかった場合には、その旨及びその経緯を説明するなど十分な対応を行うこと。

- 内閣府独立公文書管理監が行う特定行政文書ファイル等の管理に対する検証・監察については、その実効性を更に高めるため、関係行政機関が特定秘密の指定及びその有効期間の延長を行う場合の当該行政機関が設定した有効期間の妥当性を判断する根拠について、本審査会での十分な説明に努めること。

さらに、保存期間満了時に廃棄が予定されている特定行政文書ファイル等については、それに含まれる個別の特定秘密文書等が歴史公文書等に該当するかという点のみならず、例えば、廃棄予定の特定行政文書ファイル等が他の行政機関から提供された特定秘密文書等の副本を含む場合には、他の行政機関が保有する正本の存否及び保存期間も確認するなどして、特定秘密文書等の廃棄の適否の判断が適正に行われているか検証・監察を徹底すること。

5. その他

審査会は、その調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出・提示を求めることができるとされている（国会法第102条の15第1項、同法第102条の17第2項等）。対象期間中において、その求めは行っていない²³。

また、審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、制度の運用についての改善勧告（国会法第102条の16第1項）、審査の結果に基づき必要があると認めるときは、報告又は記録の提出をすべき旨の勧告（同法第102条の17第5項）等を行うことができるとされているが、対象期間中においてはいずれの勧告も行っていない。

²³ 特定秘密の提出・提示については、各委員からの要望が取りまとめられており、これを受けるべく、引き続き協議中となっている。（平成31年1月22日現在）